

「ふなロケ」ロケ弁事業者を募集いたします

「ふなばしロケーションズ“ふなロケ”」（以下「ふなロケ」）では、船橋市内での映画やドラマなどの撮影を、ロケ弁という“食”の面から支援できる事業者を募集いたします。登録条件や方法、注意点などは以下のとおりです。ぜひ、ご登録ください。

登録の条件

- ①市内に店舗等の拠点を有する事業者であること
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる営業を行う事業者、反社会的勢力の構成員及びその関係者でないこと
- ③食品衛生法に基づく食品営業許可を有すること
- ④撮影に関して取得した一切の情報は、その作品の公開・放送に至るまで守秘義務を厳守すること
- ⑤営業形態ごとに必要とされる関連法令等を遵守すること

登録の方法

以下の書類（3点）を、メールまたはFAXでご提出ください。

- ①「ふなロケ」ロケ弁事業者登録申込書
- ②食品営業許可証の写し又は画像
- ③営業形態ごとに法令等で定められている、事業運用上必要とされる書類の写し又は画像

【提出先】

船橋市商工振興課 観光プロモーション係

メール：kankopromo@city.funabashi.lg.jp

FAX：047-436-2466

公開する内容

- ①ご提出いただいた「ふなロケ」ロケ弁事業者登録申込書に基づいて、事業者別に本市「ふなロケ」ホームページ上で公開いたします。
- ②ロケツーリズムの一環として、市では作品の公開・放送後に納入実績を追記するなどして登録情報を活用いたします。

登録の取り消し

以下のいずれかに該当するときは、登録を取り消すこととします。

- ①「ふなロケ」ロケ弁事業者登録申込書の記載内容に偽りがあったとき
- ②食品衛生法に基づく食品営業許可など、提出書類に偽りまたは不備があったとき
- ③そのほか、本紙で定める内容に違反したとき

免責事項

登録事業者と撮影関係者の間で生じた以下のようなトラブル等について、船橋市では一切の責任を負いません。

- ①登録事業者からの申請内容に基づき掲載した市ホームページの掲載内容
- ②登録事業者のロケ弁納品、提供にかかる全て
- ③撮影に関する一切の情報を第三者に他言することやSNS等への書き込み、撮影現場で写真を撮影すること、出演者にサインを要求する等撮影の妨げとなること

申し込み～紹介までのイメージ図



【本件に関する問い合わせ先】

船橋市商工振興課 観光プロモーション係
電話：047-436-2473
メール：kankopromo@city.funabashi.lg.jp